

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から50年3月まで

厚生年金保険を辞めた際、国民年金の加入手続を行わなかったが、昭和50年ごろ、地域の年金加入委員の勧めに従い、国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料を特例納付したので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の所持する昭和50年の確定申告書を見ると、国民年金保険料が計上されているが、申立人夫婦の居住する市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、50年12月24日に申立人は昭和36年度から41年度まで、申立人の妻は36年度から39年度までの保険料をそれぞれ特例納付しており、これに50年度の現年度保険料を併せると、確定申告書に計上された金額と一致する。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦は昭和50年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、その時点で申立人夫婦は特例納付を行わなければ、国民年金保険料を30か月以上納付できず、満60歳到達時に国民年金の受給要件を満たさない状況にあり、上記の特例納付を行った結果、満60歳時点で申立人は309か月分、申立人の妻は308か月分の保険料を納付している。

このことから、申立人夫婦は受給要件を満たすように特例納付したが、申立期間の保険料については納付しなかったと考えても不自然ではない。

一方、申立人について、今回の調査の過程で、昭和36年4月から40年6月までの期間（51か月）は厚生年金保険に加入していたことが判明し、当該期間は記録上の特例納付期間と重複することから、申立人が特例納付

を行った 50 年 12 月 24 日時点で未納であり、特例納付が可能であった 42 年 4 月から 46 年 6 月までの期間（51 か月）の保険料として納付されたものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から53年3月まで

申立期間について、私の年金記録は未納だが、妻の記録は納付済みとなっている。国民年金保険料を納付していたことを証明する資料は残っていないが、同居している妻が私の保険料も納付しており、夫である私の保険料のみ未納とすることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立期間以外の納付記録はほぼ一致していることから、申立人及びその妻は夫婦併せて保険料を納付していたと推認できる。

また、申立期間前後に保険料の納付の遅れは認められず、昭和54年度及び55年度の保険料は夫婦共に免除されているものの、保険料の納付が困難な時期については夫婦同時に適切に免除申請を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、昭和50年1月から同年3月までの3か月を除く申立期間中の保険料は納付をしており、その妻によると、申立期間当時、経済的に納付困難であった等の事情は無く、夫婦の保険料を未納とすることは無いと述べている。

加えて、申立人及びその妻は申立期間中の住所変更等の手続も適切に行っており、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納めずにいたとするのは不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年6月から44年3月まで
退職後、国民年金に加入し夫の保険料と一緒に集金人に渡していた。
現在、申立期間の国民年金手帳は無いが、所持している国民年金手帳には加入年月日が記載されていたので安心していただけ。年金記録が届き未納期間があることを知ったが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であり、申立人は国民年金被保険者期間中に申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人及びその夫が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の主張するとおり、納付組織を通じ、夫婦同時に国民年金保険料を納付していたことが推認でき、さらに、申立人の夫については、満60歳到達時点まで保険料を完納しており、申立期間について、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人の夫について、申立期間と同時期である昭和43年度の国民年金保険料は当初未納とされていたが、平成20年1月8日に納付済みへと記録訂正されていることから、行政側の記録管理に過誤があったことがうかがわれ、その夫と一緒に保険料を納付していた申立人についても、申立期間の保険料に係る納付記録の管理に何らかの過誤があった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年8月から42年3月まで
②昭和43年4月から44年3月まで

昭和41年ごろに国民年金に加入し、私が夫の分と一緒に申立期間①に係る国民年金保険料を納付した。未納と納付を繰り返すようなことはしていないと思う。

申立期間②に係る保険料は私が納付しているはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和42年6月以降と推定され、申立期間は過年度保険料となるが、国民年金保険料を納付していたとする申立人は、社会保険事務所に過年度保険料の納付書の発行を依頼した記憶は無く、年金徴収員による現年度保険料の集金の記憶しか無いことから、申立人は現年度分の42年4月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

また、申立人の夫も申立期間①について未納である。

一方、申立期間②については、12か月と比較的短期間であり、前後の期間は保険料を納付済みであり、申立期間について申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

さらに、申立人の記憶している申立期間に係る保険料の納付方法も確認できる当時の状況とほぼ合致しており、不自然さは無い。

加えて、一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間②については納付済みである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は、20年8月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B製作所に勤務していた期間の記録が無い旨の回答を得た。

寄宿舍から通勤し、工員として終戦時まで勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する労働者年金保険被保険者台帳索引票から、申立人のものと思われる労働者年金保険被保険者証が昭和17年4月1日に払い出されていることが確認できる。

また、当該索引票に連続して、申立人が挙げた同僚の索引票が確認でき、かつ、社会保険事務所が管理する記録から、一連の索引票はA社の被保険者に払い出されたことが確認できるため、当該索引票は申立人の記録であり、申立人は昭和17年6月1日において労働者年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、A社B製作所（現在は、C社）の子会社であるD社が保管する過去の厚生年金保険被保険者名簿（以下「B製作所名簿」という。）には、申立人の氏名並びに昭和19年10月における標準報酬等級及び保険料控除額の記載があり、当該名簿の表題には「終戦時」との記入があることから、

申立人は終戦時まで勤務していたことがうかがえる。

加えて、申立人は「お盆で帰郷中に昭和 20 年 8 月 15 日の終戦を迎え、そのまま A 社 B 製作所には戻らなかった。」としていることから、申立人の資格喪失日は同年 8 月 16 日とするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に對し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 製作所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 20 年 8 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、B 製作所名簿の標準報酬等級及び保険料控除額から 70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所における資格取得日に係る記録を同年 4 月 21 日、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 16 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 21 日から同年 7 月 2 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。

給与明細書からは厚生年金保険料が天引きされているので、厚生年金加入期間として、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった昭和 45 年 5 月分の給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 21 日から同年 5 月 15 日までの期間について、A 事業所に勤務していたことが確認できるとともに、同年 4 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 45 年 4 月の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から 3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人にかかる被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の

喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る45年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和45年5月16日から同年7月2日までの期間について、申立期間当時のA事業所の事務担当者は不明と回答していることや、A事業所は既に全喪していることから、A事業所の統合先であるB事業所に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和45年5月16日から同年7月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格喪失日に係る記録を昭和43年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月1日から同年12月1日まで

申立期間について照会したところ、A事業所B店における資格喪失日が昭和43年11月1日となっていた。私は、同一企業内での転勤はありましたが、38年6月から継続してA事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答から判断すると、申立人は同一企業内に継続して勤務し（昭和43年12月1日にA事業所B店から同事業所C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録、厚生年金基金の加入員資格喪失届及び加入員資格取得届から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失届の日付を間違えて届け出たとしていることから、事業主が申立人に係るA事業所B店の資格喪失届を昭和43年11月1日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支社における資格取得日に係る記録を昭和34年5月20日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月20日から同年6月1日まで

A事業所B支社に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言などから判断すると、申立人はA事業所（現在は、C事業所）に継続して勤務し（昭和34年5月20日にA事業所D支社から同事業所B支社に異動、同年6月1日に同事業所B支社からA事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A事業所では、昭和34年6月1日以降、社会保険の手続を本社一括で行っていることが認められ、社会保険の手続が

本社一括で行われる以前である申立期間においては、本来、同年5月20日にA事業所B支社で資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失した旨の届出を行う必要があり、社会保険事務所が、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和 36 年 4 月 7 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 25 年 7 月から 26 年 4 月まで (A 事業所)
②昭和 26 年 10 月から 27 年 11 月まで
(B 事業所または C 事業所)
③昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで (D 事業所)
④昭和 41 年 9 月から 43 年 6 月まで (E 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記の期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して通院した記憶もあり、また、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うため、上記申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、社会保険庁の管理する記録により昭和 36 年 4 月 7 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人の D 事業所における厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、D 事業所において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、D事業所の事業主は、申立人が昭和 36 年 4 月 7 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁が管理する記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、②及び④については、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、申立人が記憶する A 事業所の所在地を管轄する法務局が管理する商業登記簿から、A 事業所と名称が酷似する F 事業所が確認でき、社会保険事務所が管理する F 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 1 番（昭和 25 年 6 月 1 日取得）から全喪前の最終の同番号 16 番（昭和 26 年 1 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡^{こんせき}も認められない。

また、F 事業所は既に全喪しており、申立期間①における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が管理する記録では、申立人が記憶する都道府県で A 事業所と類似する名称の適用事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、申立期間①の後であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は B 事業所と C 事業所は関連会社であり、勤務は B 事業所であったと説明している。しかし、社会保険庁が管理する記録では、B 事業所の新規適用日は、申立期間②の後の昭和 32 年 9 月 1 日であることが確認でき、申立人が記憶する B 事業所での同僚二人についても、申立期間に同事業所で厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、C 事業所とは、同じ業種を仕事としている G 事業所であると推認できる。しかし、G 事業所の新規適用日は、申立期間②の後の昭和 37 年 6 月 1 日であり、また、G 事業所は 37 年に B 事業所から分離独立した事業所であり、独立する以前に勤務していた従業員は、B 事業所で被保険者となっていることが確認できる。

加えて、B 事業所に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間④について、社会保険事務所の管理する記録から、E 事業所の新規適用日は申立期間④の後の昭和 44 年 9 月 1 日であることが確認でき

る。

また、申立期間当時の事業主に保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間当時は個人事業所であり、厚生年金保険に加入していなかった。」との証言を得た。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 7 日から 48 年 8 月 11 日まで
社会保険事務所へ年金加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、自分は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初に就職した事業所で申立期間より長期間である被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日の翌日から別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から50年3月まで
国民年金制度が始まった時は国民年金の加入手続を行わなかったが、昭和50年ごろ、地域の年金加入委員の勧めに従い、国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料を特例納付したので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の所持する昭和50年の確定申告書を見ると、国民年金保険料が計上されているが、申立人夫婦の居住する市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、50年12月24日に申立人は昭和36年度から39年度まで、申立人の夫は36年度から41年度までの保険料をそれぞれ特例納付しており、これに50年度の現年度保険料を併せると、確定申告書に計上された金額と一致する。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人夫婦は昭和50年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推測され、その時点で申立人夫婦は特例納付を行わなければ、国民年金保険料を30か月以上納付できず、満60歳到達時に国民年金の受給要件を満たさない状況にあり、上記の特例納付を行った結果、満60歳時点で申立人は308か月分、申立人の夫は309か月分の保険料を納付している。

このことから、申立人夫婦は受給要件を満たすように特例納付したが、申立期間の保険料については納付しなかったと考えても不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月 30 日に金融機関で付加保険料と共に昭和 56 年度分の国民年金保険料を前納した。57 年 1 月 4 日にそれまで個人経営していた組織を法人化して、その時私も会社の厚生年金保険に加入した。

申立期間に係る国民年金保険料の還付請求をしたことも還付金を受領した記憶も無いのに、申立期間に係る保険料が還付されたと記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、還付請求したことや還付金を受領した記憶が無いと主張しているが、申立人の特殊台帳には、申立期間に係る還付金額及び還付決定日が記載されており、この記載内容に不合理な点は見受けられない。

また、申立人の居住する市の記録においても、申立期間に係る国民年金保険料が還付されたことが確認される。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 56 年 4 月 30 日に金融機関で付加保険料と共に昭和 56 年度分の国民年金保険料を前納した。57 年 1 月 4 日にそれまで個人経営していた組織を法人化して、その時私も会社の厚生年金保険に加入した。

申立期間に係る国民年金保険料の還付請求をしたことも還付金を受領した記憶も無いのに、申立期間に係る保険料が還付されたと記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、還付請求したことや還付金を受領した記憶が無いと主張しているが、申立人の特殊台帳には、申立期間に係る還付金額及び還付決定日が記載されており、この記載内容に不合理な点は見受けられない。

また、申立人の居住する市の記録においても、申立期間に係る国民年金保険料が還付されたことが確認される。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から同年 10 月まで
私は、昭和 62 年 7 月に退職し、同年 11 月に就職したため、このころに妻の国民年金被保険者資格の種別変更手続を行っており、その手続と同時に私も国民年金に加入したはずである。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻の国民年金の種別変更手続を妻と一緒にいき、国民年金保険料を納付したため、その後予定していた買い物ができなくなった。」と述べており、種別変更手続については比較的鮮明に記憶しているが、申立人及びその妻は、申立人に係る国民年金の加入手続、申立期間当時の国民年金保険料額、納付書及び領収書の受領^{あいまい}についての記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が記載されておらず、初めて国民年金の被保険者となった日が平成 15 年 1 月と記載されている上、申立人は現在所持している年金手帳以外に手帳の交付を受けたことがないと述べているため、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から43年6月まで

当初、毎月郵便局で国民年金印紙を300円ぐらいで買い、国民年金手帳に貼^はり付けていたように記憶している。近所に住む市の職員に勧められ、結婚を契機に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し始めたのに、申立期間が未加入となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時の保険料納付についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、昭和37年8月に婚姻したことを契機に近所に住む市役所職員に勧められ、国民年金に任意加入したと述べているが、当該職員は申立人に国民年金への加入を勧めたことを記憶しておらず、状況は不明である。

また、申立人について、昭和36年12月及び43年7月ごろの2度に渡り、国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立人が国民年金の加入手続を行ったと記憶する時期とは異なり、申立人に対し、これら以外の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことはいかなるわけでもない。

さらに、申立期間は未加入期間であり、通常、保険料を納付することができず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年11月から58年3月まで
②昭和60年4月から62年3月まで

申立期間①については、市職員が毎月、私たち夫婦の国民年金保険料の集金に来ており、領収書を受け取っていた。

申立期間②については、保険料の納付を金融機関の窓口から口座振替に切り替えていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は市職員が集金に訪れ、集金のたびに国民年金保険料の納付額が違っていたと主張しているが、申立期間当時、市では国民健康保険の保険料については徴収員による戸別訪問徴収を行い、徴収金額が徴収時の被保険者の実情により徴収の都度、異なることがあり得たが、国民年金の保険料については、戸別訪問徴収を行っていなかったことが確認でき、申立人の記憶は国民健康保険料の訪問徴収に係るものと考えられる。

また、申立人の夫も申立期間①について未納となっている。

2 申立期間②について、申立人は「市職員による戸別訪問徴収だった。」から「金融機関窓口の納付から口座振替に替えて納付していた。」と主張が変遷しており、国民年金保険料の納付方法、納付場所等の明確な記憶が無く、このころは申立期間①と同様に市職員による戸別訪問徴収も行われていなかった。

また、申立人の夫も申立期間②について未納となっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、保険料を納付したとの主張のみでは、保険料を納付していたことは推認し難い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年3月までの期間及び60年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年11月から58年3月まで
②昭和60年4月から62年3月まで

申立期間①については、市職員が毎月、私たち夫婦の国民年金保険料の集金に来ており、領収書を受け取っていた。

申立期間②については、保険料の納付を金融機関の窓口から口座振替に切り替えていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は国民年金については申立人の妻に任せていたと述べており、当時の状況が定かでない。

また、申立期間①について、申立人は市職員が集金に訪れ、集金のたびに国民年金保険料の納付額が違っていたと主張しているが、申立期間当時、市では国民健康保険の保険料については徴収員による戸別訪問徴収を行い、徴収金額が徴収時の被保険者の実情により徴収の都度、異なることがあり得たが、国民年金の保険料については、戸別訪問徴収を行っていなかったことが確認でき、申立人の記憶は国民健康保険料の訪問徴収に係るものと考えられる。

さらに、申立人は、その母親も一緒に保険料を納付していたと述べているが、その母親は申立期間①は全額申請免除となっている。

2 申立期間②について、申立人の妻は「市職員による戸別訪問徴収だった。」から「金融機関窓口の納付から口座振替に替えて納付してい

た。」と主張が変遷しており、国民年金保険料の納付方法、納付場所等の明確な記憶が無く、このころは申立期間①と同様に市職員による戸別訪問徴収も行われていなかった。

- 3 申立人は夫婦一緒に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 10 月に払い出され、20 歳到達時の 53 年 6 月にさかのぼって被保険者資格を取得しており、申立期間にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間①については時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻も申立期間について未納となっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成2年3月までの期間及び14年4月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年4月から平成2年3月まで
②平成14年4月から17年3月まで

申立期間について、母親が免除申請の手続をしていた。申立期間が免除期間でなく、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る免除申請に直接関与しておらず、免除申請の手続をしたとする申立人の母親は既に他界しているため、当時の状況が不明である。また、申立期間は、合計96か月と長期間で、申立期間以外にも多数未納期間がある。

さらに、申立期間①について、申立人はその期間についての記憶が曖昧^{あいまい}で、申立期間の保険料を免除していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間②について、平成14年4月から国民年金保険料の収納事務が市町村から社会保険事務所に移行しており、免除申請する際に住民税申告書が必要となるが、13年所得分及び14年所得分の住民税申告書が提出されておらず、また15年所得分については「県営団地、県へ提出のため」というメモ書きがあり、1年遅れで17年1月に受け付けられていることから、申立人は平成14年度から16年度までの国民年金保険料の免除申請をしていなかったと推認できる。そのほか、申立人に対する納付督促事蹟の記録を見ると、平成16年9月24日に全免指導文書送付とあり、同年11月27日に非常勤職員戸別訪問、更に17年7月28日に申免受理とあることから、平成16年度は未納であり、17年度から免除申請したと考

えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

国民年金保険料は全額払っており、老後のことを考え、国民年金だけではと思い、こつこつ働いてもきた。社会保険事務所では、申立期間の納付記録が確認できないと言われたが、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元夫の年金記録から、申立期間当時、夫婦同時に国民年金保険料の納付及び国民年金に係る手続を行っていたものと推認でき、申立人の元夫についても、申立期間は未納である。

また、申立人は申立期間当時、町内会の集金により国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立期間直前の昭和45年7月から46年3月までの保険料は48年に過年度納付しており、さらに、申立期間直後の昭和48年度及び49年度の保険料は免除申請し、58年に追納しているなど、申立人の記憶と齟齬がある上、申立期間当時、保険料の納付が困難であった状況がうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの期間及び平成2年8月から4年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和51年11月から52年3月まで
②平成2年8月から4年4月まで

申立期間①について、20歳のころ父親が私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれたと聞いている。

申立期間②について、私が退職した後に、妻が市役所で私の国民年金加入の手続きをし、信用金庫で国民年金保険料を納付してくれたはずなので、申立期間①及び②が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、状況確認ができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人の妻も申立期間②のうち平成3年3月までの期間は未納である上、2年7月以降の国民年金資格の種別変更が5年5月24日に行われていることが確認できることから、申立人の加入手続きもこのころ行われたと考えられ、この時点で申立期間②は未加入期間となり、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間②に係る保険料を申立人名義の口座から預金を下ろして納付したと申立人の妻は主張しているが、申立人名義の口座から申立期間②の保険料額に該当する金額が出金された形跡は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②当時、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から43年3月まで

私が20歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、市役所に国民年金保険料を納めてくれていた。20歳になったら国民年金には当然加入するものと思っており、市役所職員であった父親がきちんと保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年6月25日に払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人が所持する国民年金手帳保管証が43年4月16日に発行されていることから、申立人は43年4月ごろ国民年金に加入し、20歳到達時の39年6月12日にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられ、この時点で申立期間の一部は時効となり、特例納付でしか保険料を納められない期間となるが、申立人には遡及^{そきゅう}して保険料を納付した記憶は無く、特例納付及び過年度納付をした形跡も見当たらない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に申立人は直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、状況確認ができないため、申立期間に係る加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和43年度分から保険料の納付が始まっており、42年度検認印欄は空白であることから、申立人は現年度分から保険料を納付し始めたとみるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年9月まで

私は、結婚を契機に初めて国民年金の加入手続をし、第3号被保険者となった。年金手帳には第3号被保険者となった日が平成元年8月1日とあり、この日に国民年金の加入手続をしたはずである。その際、役場の職員に勧められ、初めて被保険者となった日である昭和59年4月までさかのぼって、国民年金保険料を金融機関で納付した。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとする根拠は、国民年金手帳に記載されている国民年金の資格取得日であるが、その日付は被保険者となった日付を意味するにとどまり、保険料の納付があったことを示すものではない。

また、申立人は「平成元年8月に健康保険証を持参して役場で国民年金の加入手続をした。」と述べているが、当該健康保険証に係る被扶養配偶者認定に基づき国民年金第3号被保険者の資格取得処理が行われたのは同年11月であり、申立人の国民年金手帳記号番号も同年11月に払い出されていることから、申立人はこのころ国民年金の加入手続を行い、強制加入となった昭和59年4月1日にさかのぼって資格を取得したと考えるのが自然である。

さらに、国民年金保険料は、特例納付以外に制度上2年を超えてさかのぼって納付することができず、申立人が加入手続をした当時は特例納付も実施されていなかったため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効とならなかったとみられる昭和62年10月までさかのぼり、

同月以降の保険料を納付したと推認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年12月まで

私は、昭和61年6月に結婚するまで国民年金に加入していなかったが、夫の勧めにより国民年金に加入した。社会保険事務所に行ったところ、対応した職員から「将来年金を受給できるようになるために何年分かの国民年金保険料をさかのぼって納付してもらおう」と言われた。定期預金を解約したうちの25万円ぐらいを国民年金保険料としてさかのぼって納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年12月ごろに払い出され、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したと考えられ、この時点で申立期間のほとんどは時効となる。

また、申立人は社会保険事務所で加入手続を行い、申立期間に係る過年度保険料及び現年度保険料を納付したと記憶しているが、申立期間当時、国民年金の加入手続及び現年度保険料の納付は市役所でしか行っておらず、申立期間当時の納付状況と申立人の記憶は相違する。

さらに、申立人は社会保険事務所で対応した職員から「将来年金を受給できるようになるまで何年分かの保険料をさかのぼって納付してもらおう」と言われたと記憶しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年12月から申立人の60歳到達時までの期間は391か月あり、仮に61年12月から将来に向けて保険料の納付又は全額免除を始めたとしても、申立人が将来老齢基礎年金の受給要件を得ることは可能であったと考えられ、社会保険事務所が申立人に受給権確保のために遡及納付を勧め

ることは不自然である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで
昭和41年4月に夫の勤務先の会社から国民年金のことを聞き、市役所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金手帳は必要無いと思い、処分してしまったが、国民年金手帳には昭和41年4月1日付けの検認印が押されていたことを覚えており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は保険料の納付方法や国民年金手帳の交付についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、申立人は同年4月14日から国民年金に任意加入しており、申立期間当時、任意加入対象者であるため、制度上、被保険者資格を取得した時点からさかのぼって国民年金保険料を納付することはできず、申立人がさかのぼって保険料を納付したこともうかがわれない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこともうかがわれず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

申立期間当時、私は国民年金を辞めた覚えが無く、国民年金保険料を私が金融機関の窓口で納めたか、夫が市役所の窓口で納めてくれたはずである。そのため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の任意加入、第3号被保険者の資格取得等国民年金についての諸手続の記憶が無く、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付の記憶は曖昧であるため、保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は途中で国民年金を辞めた覚えは無いと主張しているが、自治体の国民年金被保険者名簿（紙台帳）には、被保険者資格の喪失日のみならず喪失届日も記載されており、行政の納付記録管理の不備をうかがわせる事情は見受けられず、申立人の主張のみでは国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

さらに、申立人が任意加入被保険者であった昭和49年3月から58年9月までの分の国民年金保険料の領収書が保管されているにもかかわらず、申立期間に係る領収書が保管されておらず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年4月まで

昭和47年5月に結婚した際、母親から「あなたが学生のころの国民年金保険料は私が納付しておいた。卒業したので、これからは自分で払いなさい。」と言われた。

母親が他界した時に住んでいたアパートを整理したが、私の国民年金の領収書などは見つからなかった。しかし、母が保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたされる申立人の母親は既に他界しており、状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月に払い出されており、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがうかがえず、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測され、申立人が同年5月に婚姻する以前に国民年金に加入していたことがうかがわれない。

さらに、申立人の両親は共に国民年金に加入しておらず、ほかに、申立期間当時の国民年金手帳や申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 50 年 6 月 1 日から 53 年 7 月ごろまで
(A 事業所又は B 事業所)
②昭和 53 年 8 月ごろから 55 年 7 月ごろまで
(C 事業所)

A 事業所、B 事業所及び C 事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間に在職していたことは事実であり、昭和 50 年春出生した長女が大手術を受け健康保険証を使用した記憶があるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

申立期間①について、D 事業所は E 事業所と名称変更後、さらに A 事業所と名称変更したことが確認できたため、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号 40 番（昭和 47 年 5 月 1 日取得）から、同番号 52 番（昭和 56 年 4 月 5 日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、A 事業所における申立期間当時の事業主に照会したところ、常勤していたとしているものの、資格取得届の提出と厚生年金保険料を納付したかについては不明と回答があった。

さらに、申立人は昭和 50 年春出生した長女が大手術を受け健康保険証

を使用したとしていたが、長女の出生は昭和 48 年 4 月であることが確認できた。

申立期間②について、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号7番（昭和50年11月1日取得）から、同番号12番（昭和56年8月13日取得）までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらず、申立人の氏名が脱落した痕跡も認められない。

また、申立てに係るC事業所において、事務引継ぎしたとする前任者から、「昭和52年3月ごろ事務引継ぎした。」との証言を得ており、勤務していたことはうかがえるものの、申立期間に係る申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立てに係るC事業所は既に全喪しているため、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に A 事業所に転勤後の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当時、勤務していたことは確かなので、当該期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A 事業所に勤務していたことが確認できる雇用保険の記録や申立人を記憶する複数の同僚証言もあるものの、事業所に照会しても、関連資料は無いとしており、申立期間当時の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況についても確認できなかった。

さらに、申立てに係る A 事業所について、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号 638 番(昭和 39 年 8 月 6 日取得)から同番号 812 番(昭和 41 年 4 月 1 日取得)までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。

加えて、社会保険事務所が、申立人について資格を取得した時、資格を喪失した時、標準報酬月額算定基礎届が提出された時のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月16日から29年2月1日まで
社会保険事務所の記録では、申立期間である厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金が支給済みであるとのことだが、当該記録に疑問があるので、第三者委員会で調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から10日後の昭和29年2月11日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に給付記録が記されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。